

未利用食品の活用推進コンソーシアム

規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「未利用食品の活用推進コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という）と称する。

(目的)

食品サプライチェーン全体で未利用食品を有効活用し、食品ロスの削減を実現することを目的とする。複数の食品企業や小売・外食産業にて発生する未利用食品の商品情報を登録できるプラットフォームを通じて未利用食品を供給し、食品ロスを削減しながら地域福祉の増進に寄与する。地域福祉の増進においては、経済的・物理的に食品入手が困難な方の食品アクセスを確保することを主な目的とする。

(活動)

目的を達成するために、以下の活動に取り組む。

- (1) 生産・製造から販売・消費までの流通全体で、未利用食品活用の施策を検討し、推進する
- (2) 未利用食品の情報プラットフォームを構築し、活用可能な未利用食品情報の一元化・可視化をできるようにする
- (3) 情報プラットフォームを介して未利用食品の流通を促進し、経済的・物理的に食品入手が困難な方や食支援団体に食品を販売する
- (4) (1)～(3)を達成するために、分科会を設置し、実証実験を実施するとともに、食品流通にかかわる事業者間との連携および意見・情報交換をはかる
- (5) その他、本コンソーシアムの目的達成に資する活動

第2章 構成員

(会員資格)

第2条 本コンソーシアムに次の会員を置く。

(1) 正会員 本コンソーシアムが取り組む活動の意思決定に関与し、議決権を有する法人・団体

(2) 一般会員 本コンソーシアムの目的に賛同し、活動を行う法人・団体

2 正会員は、情報プラットフォームの構築および販売ルールにおける意見提示、未利用食品の活用による社会的インパクト評価の成果を共有する等の便益を受けることができる。

	正会員	一般会員
総会への出席および議決権	あり	なし
プラットフォームの利用	あり	あり
分科会への参加	あり	なし
本コンソーシアムからの情報提供 や勉強会への参加	あり	あり
各種広報媒体でのロゴ掲載	あり	なし

(入会)

第3条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、所定の書類を事務局に提出し、入会の申込みを行うものとする。

2 前項の入会の申込みが運営委員会によって承認されることにより本コンソーシアムへの入会を希望する者は会員となる。但し、承認決議されるまでの間も、本コンソーシアムへの入会を希望する者が会議等へ出席し又は会議等を傍聴することを認めることができるものとする。

(退会・資格喪失)

第4条 退会を希望する会員は、退会する旨を事務局へ通知することで退会することができる。

2 会員たる企業、団体等が解散した場合は、当該日をもって当該会員は退会したものとみなす。

3 会員が本規約を遵守しないとき、本コンソーシアムの名誉を棄損する行為をしたとき、または次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員は会員の資格を喪失するものとする。

(1) 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員、以下同じ）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（総称して以下「反社会的勢力」という。）であるとき

(2) 会員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなどしているとき

(3) 会員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 会員が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4 会員として不適格と認めた場合は、当該会員を退会させることができる。

(会費)

第5条 会費は無料とする。

(会員の名称等の公開)

第6条 本コンソーシアムは、会員の名称に関して、以下の方法により公開することができる。

(1) 本コンソーシアムの活動資料等への掲載

(2) 本コンソーシアムのホームページへの掲載

2 会員は、事務局に対して通知することにより当該会員の名称の公開を差し止めることができる。

(プラットフォームを利用した販売)

第7条 会員は未利用食品をプラットフォーム（「ロスプラ」サイト）に登録し、国分グループ及びネスラー株式会社を通じて、食支援団体等に販売することができる。当該プラットフォームはネスラー株式会社が運営し、これを利用する会員は別に定める利用規約を遵守する。

第3章 役員等

(役員・代表委員)

第 8 条 本コンソーシアムに役員を3名以上置き、そのうち1名を代表委員とする。

2 役員および代表委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(事務局)

第 9 条 本コンソーシアムの事務を遂行するため、ネッスー株式会社に事務局を置く。

2 事務局は本コンソーシアムの会員名簿を作成するとともに、新たな会員の入会と会員の退会の際にも会員名簿を修正し、適時に全会員に告知を行う。

3 事務局は総会・運営委員会・分科会の設営を行う。

4 事務局は、その他コンソーシアムの活動に関して必要な取り組みの支援および調整を行う。

第 4 章 組織

(総会)

第 10 条 本コンソーシアムに、総会を設置する。

2 総会は、必要に応じて開催することとし、代表委員が招集するものとする。書面による開催とすることができる（電子的な手法によるものを含む。）。

3 総会の議長は、代表委員が務める。

4 総会では、出席正会員の過半数の決議により、役員および代表委員の選任が行われる。

5 正会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

(運営委員会)

第 11 条 本コンソーシアムに執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は代表委員および役員、事務局から構成される。

3 運営委員会は本コンソーシアムが行う活動計画および活動報告、予算および決算等、コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。

4 運営委員会は、活動を推進するために分科会を設置することができ、その分科会を総括する役割を担う。

5 運営委員会の議長は事務局が務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

6 運営委員会は、必要があると認めるときは、運営委員会に会員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 情報の取扱い（情報の伝達・個人情報の保護）

第12条 本コンソーシアムは各種伝達手段により、会員へ本コンソーシアムの活動状況を伝達する。

2 本コンソーシアムは、業務上知り得た「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報の保護に万全を期するものとする。

3 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法およびこれに関連する命令、規則、ガイドライン等並びに本規約の定めを遵守し、第三者への開示若しくは漏洩、盗用、改ざん、又は本コンソーシアムの目的以外の目的での利用をしてはならないものとする。

（秘密保持）

第13条 会員は、本コンソーシアムにおける活動の過程で知り得た会員又は本コンソーシアムに関連する情報（以下「秘密情報」という。）について厳に機密として取り扱い、秘密情報のうち他の会員に関連する情報は他の会員の書面による事前の同意が無い限り、第1条に定める「目的」および「活動」以外に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2 次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報とはならないものとする。

- （1）知得の時点で公知のもの
- （2）知得の後に、秘密情報を受領した会員の責めに帰せざる事由により公知となったもの
- （3）知得の時点で秘密情報を受領した会員が既に保有していたもの
- （4）秘密情報によらず秘密情報を受領した会員が独自に開発したもの
- （5）第三者から秘密保持義務を負うことなく秘密情報を受領した会員が適法に入手したもの

3 第1項の定めにかかわらず、秘密情報を受領した会員は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い開示が必要とされた情報については、可能な限り運営委員会に事前に通知

した上で、開示が必要とされた範囲において当該秘密情報を開示することができる。但し、緊急又はやむを得ない場合については、事後速やかに構成員に通知するものとする。

4 本コンソーシアムが解散した場合、会員が本コンソーシアムを退会した場合、又は秘密情報を開示した者から請求があった場合、秘密情報を受領した会員は、速やかに秘密情報を返却又は自己の責任で消去若しくは廃棄するものとする。但し、法令又は監督官庁その他の公的機関の規則、命令、ガイドライン等により本コンソーシアムに関する記録を保存することが求められている場合には、本規約に定める秘密保持義務を負うことを条件として秘密情報を保持することができるものとする。

(運営年度)

第 14 条 本コンソーシアムの運営年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 初年度の運営年度は、前条の規定にかかわらず、設立日である 2026 年 5 月 7 日から、2027 年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 その他

(成果物の取扱い)

第 15 条 本規約において別途定めない限り、本コンソーシアムの活動において新たに生じた成果物の知的財産権の帰属は、以下のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムの活動により共同で創出した知的財産権は、本コンソーシアムに帰属する
- (2) 成果となるまでの過程で蓄積された知見や情報も同様とする
- (3) 成果の著作物に係る著作権はコンソーシアムに帰属し、会員による使用を希望する場合は、事務局に申請をすること

(知的財産権の侵害)

第 16 条 会員は、本コンソーシアムの活動に関連して第三者の知的財産権を侵害してはならない。

(規約の改正)

第 17 条 本規約は、総会における出席正会員の過半数の決議により改正することができる。

(解散)

第 18 条 本コンソーシアムは総会における出席正会員の 2 / 3 以上の決議により解散することができる。

2 前項の定めに従い本コンソーシアムを解散する場合、残余財産は総会における決議に従い処分する。

(実施細則)

第 19 条 本規約の実施に際して必要な事項は、総会で別に定める。

附則

1 本規約は、2026年5月7日から施行する。

2 本コンソーシアムの設立時役員及び代表委員は次のとおりである。

設立時代表役員 品田 文隆 (国分グループ本社株式会社)

設立時役員 木戸 優起 (ネッスー株式会社)

設立時役員 武田 建 (味の素株式会社)

設立時役員 佐藤 雄介 (Umios株式会社)

設立時役員 並木 基 (カゴメ株式会社)